



平成 28 年 11 月 2 日

各 位

会 社 名 パラマウントベッドホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 木村 恭介  
(コード番号 : 7817 東証第一部)  
問合せ先 執行役員財務部長 大内健司  
(TEL 03-3648-1100)

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 2 日の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、健全な財務体質の維持及び将来の事業展開や製品開発等、事業に必要な投資に備えるための資金確保を考慮した上で、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的に利益還元することを基本方針とし、利益配当による配当性向は、30%を基準とした実施を想定しております。

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

以上を背景として、当社は、平成 26 年 5 月 22 日開催の取締役会において決議された自己株式の公開買付け（以下「前回公開買付け」といいます。）において、1,400,000 株を取得しております（注）。また、当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において自己株式の取得を決議しており（取得期間：平成 27 年 5 月 13 日～平成 27 年 12 月 30 日、取得し得る株式の総数（上限）：1,000,000 株、株式の取得価額の総額（上限）：3,300,000,000 円）、当該決議に基づき、当社は当該取得期間において 946,100 株の自己株式を取得しております（取得価額の総額：3,288,709,500 円）。

このような状況の下、平成 28 年 9 月上旬、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社シートック（以下「シートック」といいます。平成 28 年 11 月 2 日現在の保有株式数（以下「保有株式数」といいます。）3,121,000 株、発行済株式総数 30,877,487 株に対する割合（以下「保有割合」といいます。）10.11%（小数点以下第三位を四捨五入、以下同じ。）、当社の第二位株主の有限会社レッジウッド（以下「レッジウッド」といいます。保有株式数 2,373,000 株、保有割合 7.69%）及び当社の第三位株主のニウヴァレーキャピタル合同会社（以下「ニウヴァレーキャピタル」といいます。保有株式数 1,679,000 株、保有割合 5.44%）より、その保有する株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました（以下、シートック、レッジウッド及びニウヴァレーキャピタルを総称して「売却意向株主」（保有株式数合計 7,173,000 株、保有割合 23.23%）といいます。）。なお、シートックは、当社の代表取締役会長である木村憲司が代表取締役を務め、自身の資産管理を行う資産管理会社であります。また、レッジウッドは、当社の代表取締役社長である木村恭介が代表取締役を務め、自身の資産管理を行う資産管理会社であり、ニウヴァレーキャピタルは、当社の専務取締役である木村通秀が代表社員を務め、自身の資産管理を行う資産管理会社であります。

これを受け、当社は、当該株式が市場で売却された場合における当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、

当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務健全性及び安全性を維持できると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

上記を受け、当社は、平成28年10月下旬に、売却意向株主に対して、市場価格を基礎として一定程度ディスカウントする前提で当社が本公開買付けを実施した場合における売却意向株主の応募の可否を打診したところ、シートックから、保有する当社普通株式の一部である300,000株（保有割合0.97%）、レッジウッドから、保有する当社普通株式の一部である300,000株（保有割合0.97%）、ニウヴァレーキャピタルから、保有する当社普通株式の一部である300,000株（保有割合0.97%）、合計900,000株（保有割合の合計は2.91%に相当します。）について応募する旨、また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式については、今後も継続的に保有する旨の回答を得ました。

それを受けて、当社において熟慮検討した後、平成28年11月1日に、本公開買付けの具体的な条件について売却意向株主と協議いたしました。当社は、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成28年11月1日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値3,937円（小数点以下を四捨五入）に対して6%のディスカウントを行った価格を本公開買付け価格とすることを売却意向株主に提案いたしました。なお、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。その結果、当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、売却意向株主より上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である900,000株（保有割合2.91%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を平成28年11月1日に得ております。

本公開買付けの買付資金（3,720百万円）については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成28年10月31日に提出した平成29年3月期第2四半期決算短信に記載された平成28年9月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は34,771百万円であり、本公開買付けの買付資金として3,720百万円を充当した後も当社の手元流動性は十分確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成28年11月2日の当社取締役会決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、売却意向株主以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から1,000,000株（保有割合にして3.24%）を上限としております。

なお、当社代表取締役会長である木村憲司及び当社代表取締役社長である木村恭介、並びに当社専務取締役である木村通秀は、特別な利害を有する地位にあるため、本公開買付けに関する利益相反を回避し取引の公正を期する観点から、当社との事前の協議及び交渉には当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けの実施に関する当社取締役会決議には参加しておりません。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、将来の使途（新株予約権の行使に基づく交付、将来的なM&A等の資本戦略への備えを含みますが、これらに限りません。）に応じて充当する予定ですが、現時点では未定であります。

（注） 前回公開買付けにおいて、シートックから400,000株（前回公開買付けに係る取締役会の開催日である平成26年5月22日時点の発行済株式総数（30,830,787株）に対する割合1.30%）を、レッ

ジウッドから500,000株（同割合1.62%）を、ニウヴァレーキャピタルから500,000株（同割合1.62%）をそれぞれ取得しております。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	1,000,100株（上限）	3,700,370,000円（上限）

(注1) 発行済株式総数 30,877,487株（平成28年11月2日現在）

「発行済株式の総数」には、平成28年11月1日から平成28年11月2日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(注2) 発行済株式総数に対する割合 3.24%

(注3) 取得する期間 平成28年11月4日（金曜日）から平成28年12月30日（金曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### (1) 日程等

① 取締役会決議	平成28年11月2日（水曜日）
② 公開買付開始公告日	平成28年11月4日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
③ 公開買付届出書提出日	平成28年11月4日（金曜日）
④ 買付け等の期間	平成28年11月4日（金曜日）から 平成28年12月2日（金曜日）まで（20営業日）

### (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,700円

### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ①算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、本公開買付価格の基準の明確性及び客観性を重視し、当社株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所第一部における、本公開買付けの実施を決議した当社取締役会決議日である平成28年11月2日の前営業日（同年11月1日）の当社株式の終値4,180円、同年11月1日までの過去1ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値3,937円（小数点以下を四捨五入）、及び同年11月1日までの過去3ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値3,790円（小数点以下を四捨五入）を参考にいたしました。

一方で、当社株式を保有し続ける株主の皆様の利益にも配慮し、資産の社外流出をできる限り抑

えるべく、当社株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格により本公開買付けを実施することといたしました。なお、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの他社事例を参考とすることといたしました。

当社は、平成 28 年 10 月下旬に、当社株式の市場価格を基礎として一定程度ディスカウントする前提で本公開買付けを実施した場合の応募について売却意向株主に打診したところ、それぞれが保有する株式の一部（合計 900,000 株）について応募する旨、また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式については、今後も継続的に保有する旨の回答を得ました。

それを受けて、当社において熟慮検討した後、平成 28 年 11 月 1 日に、本公開買付けの具体的な条件について売却意向株主と協議いたしました。当社は、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 28 年 11 月 1 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 3,937 円（小数点以下を四捨五入）に対して 6%のディスカウントを行った価格を本公開買付け価格とすることを売却意向株主に提案いたしました。なお、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。その結果、当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、売却意向株主より上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である 900,000 株（保有割合 2.91%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を平成 28 年 11 月 1 日に得ております。

以上を踏まえ、当社は、平成 28 年 11 月 2 日の取締役会決議により、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 28 年 11 月 1 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 3,937 円（小数点以下を四捨五入）に対して 6.02%（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウント率を適用した 3,700 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である 3,700 円は、本公開買付けの実施を決議した平成 28 年 11 月 2 日の前営業日（同年 11 月 1 日）の当社株式の終値 4,180 円から 11.48%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 11 月 1 日までの過去 1 ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値 3,937 円（小数点以下を四捨五入）から 6.02%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 11 月 1 日までの過去 3 ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値 3,790 円（小数点以下を四捨五入）から 2.37%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額になります。

なお、前回公開買付けにおいて、シートックから 400,000 株（前回公開買付けに係る取締役会の開催日である平成 26 年 5 月 22 日時点の発行済株式総数（30,830,787 株）に対する割合 1.30%）を、レッジウッドから 500,000 株（同割合 1.62%）を、ニウヴァレーキャピタルから 500,000 株（同割合 1.62%）を 1 株につき金 2,900 円でそれぞれ取得しております。本公開買付け価格の算定に際しては、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎としており、前回公開買付けにおける公開買付け価格 2,900 円と本公開買付け価格 3,700 円との差異（800 円）は、参考となる当社普通株式の市場価格の変動によるものであります。

## ②算定の経緯

当社は、健全な財務体質の維持及び将来の事業展開や製品開発等、事業に必要な投資に備えるための資金確保を考慮した上で、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的に利益還元することを基本方針とし、利益配当による配当性向は、30%を基準とした実施を想定しております。

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

このような状況の下、平成 28 年 9 月上旬、当社の主要株主である筆頭株主のシートック（保有株式数 3,121,000 株、保有割合 10.11%）、当社の第二位株主のレッジウッド（保有株式数 2,373,000

株、保有割合 7.69%)及び当社の第三位株主のニウヴァレーキャピタル(保有株式数 1,679,000 株、保有割合 5.44%)より、その保有する株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、当該株式が市場で売却された場合における当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益 (EPS) の向上や自己資本当期純利益率 (ROE) などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務健全性及び安全性を維持できると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付け価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

上記を受け、当社は、平成 28 年 10 月下旬に、売却意向株主に対して、市場価格を基礎として一定程度ディスカウントする前提で当社が本公開買付けを実施した場合における売却意向株主の応募の可否を打診したところ、それぞれが保有する株式の一部(合計 900,000 株)について応募する旨、また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式については、今後も継続的に保有する旨の回答を得ました。

それを受けて、当社において熟慮検討した後、平成 28 年 11 月 1 日に、本公開買付けの具体的な条件について売却意向株主と協議いたしました。当社は、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成 28 年 11 月 1 日)までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 3,937 円(小数点以下を四捨五入)に対して 6%のディスカウントを行った価格を本公開買付け価格とすることを売却意向株主に提案いたしました。なお、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。その結果、当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、売却意向株主より上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である 900,000 株(保有割合 2.91%)について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を平成 28 年 11 月 1 日に得ております。

以上を踏まえ、当社は、平成 28 年 11 月 2 日の取締役会決議により、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成 28 年 11 月 1 日)までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 3,937 円(小数点以下を四捨五入)に対して 6.02%(小数点以下第三位を四捨五入)のディスカウント率を適用した 3,700 円とすることを決定いたしました。

#### (4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,000,000 株	一株	1,000,000 株

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数(1,000,000 株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(1,000,000 株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第 27 条の 22 の 2 第 2 項

において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。  
（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（5）買付け等に要する資金

3,720,000,000円

（注）買付予定数（1,000,000株）を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

（6）決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
（公開買付代理人）

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日

平成28年12月27日（火曜日）

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下、「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（イ）個人株主の場合

（i）応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下、「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下、「大口株主等」とい

ます。)に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。)第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下、「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付け価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付け代理人に対して平成28年12月2日までに租税条約に関する届出書等をご提出下さい。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付け届出書又は関連する買付け書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを要求される場合があります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付け応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米

国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、当社の主要株主である筆頭株主のシートック（保有株式数 3,121,000 株、保有割合 10.11%）から、本公開買付けに対して、保有する当社普通株式の一部である 300,000 株（保有割合 0.97%）、当社の第二位株主のレッジウッド（保有株式数 2,373,000 株、保有割合 7.69%）から、本公開買付けに対して、保有する当社普通株式の一部である 300,000 株（保有割合 0.97%）、当社の第三位株主のニウヴァレーキャピタル（保有株式数 1,679,000 株、保有割合 5.44%）から、本公開買付けに対して、保有する当社普通株式の一部である 300,000 株（保有割合 0.97%）、合計 900,000 株（保有割合の合計は 2.91%に相当します。）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。
- ③ 当社は、平成 28 年 10 月 31 日付で「平成 29 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成 29 年 3 月期 第 2 四半期決算短信（連結）の概要  
（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

(イ) 損益の状況

会計期間	平成 29 年 3 月期（第 35 期） （第 35 期第 2 四半期連結累計期間）
売上高	32,383 百万円
売上原価	17,116 百万円
販売費及び一般管理費	10,823 百万円
営業外収益合計	222 百万円
営業外費用合計	779 百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,684 百万円

(ロ) 1 株当たりの状況

会計期間	平成 29 年 3 月期（第 35 期） （第 35 期第 2 四半期連結累計期間）
1 株当たり四半期純利益	94.25 円
1 株当たり配当額	40.00 円

(ご参考) 平成 28 年 11 月 2 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	28,514,580 株
自己株式数	2,362,907 株

以 上